
翻 訳

マリア・テレザ・ヒメネス=カンデーラ
「テキストとコンテクスト：
日常生活の法律碑文」

訳：田中 実/佐々木 健

訳者まえがき

本稿は、南山大学ヨーロッパ研究センター主催、南山大学法学会共催により 2017 年 4 月 25 日に南山大学にて開催されたマリア・テレザ・ヒメネス=カンデーラ教授（バルセロナ自治大学公法法制史学科教授）の講演原稿を邦訳したものである。教授は、アルバロ・ドールス（Alvaro D'Ors）教授の門下生としてナヴァーラ大学（スペイン）で博士号を取得された後、ミュンヘンのレオポルト・ヴェンガー研究所で古代法、特に法律碑文学・法律パピルス学を修められた。やはりドールス教授の兄弟子である林信夫京都大学名誉教授のご紹介により（公財）京都大学教育研究振興財団の外国人研究者招へい助成を受け、同年 3 月 30 日から 4 月 30 日まで京都大学大学院法学研究科に招へい外国人学者として滞在された。知日派・親日家（愛猫の名は「ドラえもん」とのこと）であり、滞在中はできるだけ多くの日本におけるローマ法研究者と対話したいと希望され、南山大学のほかに、京都大学、九州大学、上智大学でも講演された（京都大学での講演は、マリア・テレザ・ヒメネス=カンデーラ〔吉原知志訳〕「ローマ法源の中の動物」『龍谷法学』50 卷 4 号〔2018〕731-774 頁に邦訳されている）。

講演では、ヴィーアッカー（Wieacker）の著名な作品の 60 周年を記念し、出版後のローマ法学の二つの大きな研究動向が紹介される。この作品の功績の一つとして、古典期法学の著作に対する 6 世紀の学説彙纂編纂段階での改竄（インテルポラティオー）を過度に想定する熱狂が冷めた時期に、古典期と 6 世紀までの法学文献

の伝承を、段階を追ってより精密に研究する方向を示したことが確認された後に、前半では、主としてローマの法学、法学者に対する新たなアプローチが紹介される。ローマの法学者たちを、サヴィニーの有名な「代替可能」との表現に代表されるような、その個性を等閑に付して研究することや、シュルツによる「孤立」との表現に見られる、ローマにおける法学が保つ他のコンテクストからの独立を強調する立場に批判が向けられる。

つまり、法学者個人の伝記的検討を重視し、そのドグマを歴史的なコンテクストで理解するという、ヴィーアッカーが先鞭をつけた視座が重視される。このことは、ローマ史そのものの解明にも寄与するという相互作用をもたらすであろう。そしてスペイン、イタリア、ドイツを中心とした、とりわけ特定の法学者に焦点を当てた新たな研究が紹介される。もともと、先のサヴィニーの表現を援用し、パンデクテン法学のアプローチを非難することは常套 (*locus comunis*) とも言えるが、個々の法学者の個性を捨象できるほどに、エレガントな文体に支えられ高度に発達したローマの法学のプラットホームに対する賛美は、ロレンツォ・ヴァッラやライプニッツにも見られることであり、この講演では、ローマ法学の特徴を一般的により詳細に深く研究する最近の動向にも言及される。

後半では、ヴィーアッカー自身が強調した碑文・パピルスといった史料に光が当てられる。対象の実際の構造や出土状況、同種の姓や個人名の地域的分布など歴史学や考古学の詳細な研究成果も参照しつつ、浮彫 (レリーフ) や碑文史料、さらにパピルスが、ローマ法の実態に迫ることにいかに寄与しうるかが、具体例で示される。その際に、同一の法律用語が当時の法学書で用いられる文脈を考慮することで、法制史との相互作用が例証される。ここで紹介される史料は、ローマ、あるいはイタリア半島ではなく、スペイン、エジプトからのものであることが、かえって、ローマの法がいかに広がっていたか、あるいは首都のローマとは異なる地域特別法がいかに維持されたかを知る手がかりにもなり、法の社会史的研究を進展させるものと期待される。

ヒメネス=カンデーラ教授は、博士論文を刊行した著作『加害(者委付)訴権についての法務官による補充的制度』(*El régimen pretorio subsidiario de la acción noxal* (EDICIONES UNIVERSIDAD DE NAVARRA, 1981)) 以来、経済史と社会学の観点も加味し制度と実態の相互関係を描く方法を、一貫して実践してこられた。近年では、『動物園及び水族館に関する法制度』(Pilar López de la Osa Escribano; Teresa Giménez Candela (pr.), *El régimen jurídico de los parques zoológicos y acuarios* (Aranzadi,

[翻訳] ヒメネス=カンデーラ「テキストとコンテキスト：日常生活の法律碑文」

2013)) など、動物法に関する著作も多く、現在ではバルセロナ自治大学大学院修士課程「動物、法、及び社会」専攻長を兼務され、欧州各地からインターンシップ生を受け入れ、博士号プログラムを設置されている。来日中にも動物法の立法委員として頻繁に母国の法務官僚と連絡をとっておられ、法制史学者が、その学識を基礎に、現代的な課題にも取り組まれるお姿を垣間見ることができた*。

なお、訳文中、〔 〕内は訳者による補足である。

* サヴィニーによる、ローマの法学者たちは代替可能である (fungibile Personen) との想定につき、Friedrich Karl von Savigny, Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Heidelberg 1814, Hildeheim, S. 157 を参照。なお、個別の法学者に対する研究として、イタリアの L'Erma di Bretschneider 社から、2018 年以降、シリーズ *Scriptores iuris Romani* の刊行が進行中であり、第 1 巻は、Jean-Louis Ferrary, Aldo Schiavone, Emanuele Stolfi (a cura di), *Quintus Mucius Scaevola: Opera*, 2018 である。https://www.lerma1896.com/collana/scriptores-iuris-romani 参照。ドイツ語圏でも、Harke, Jan Dirk Harke, (Hrsg.) *Argumenta Papiniani. Studien zur Geschichte und Dogmatik des Privatrechts*, 2013 や Arndt Christoph Hendel, *Marcelli ratio: die Argumentationsweise des hochklassischen Juristen Ulpianus Marcellus*, 2015 のような、特定の法学者に的を絞ったシンポジウムの一連の成果も刊行されている。スペインにおけるローマ法学および法律碑文学についての邦語文献としては、林信夫「エスパーニャにおけるローマ法」『南欧文化』11 号 1-17 頁 (1985 年)、同「〔翻訳〕ジュゼッペ・イグナツィオ・ルッツアット『ギリシア・ラテン法律碑文学』(ミラノ、1942 年)」『専修大学法学研究紀要』12『民事法の諸問題 V』163-195 頁 (1987 年)、「同(2)~(6)」『専修法学論集』46 号 157-175 頁 (1987 年)、49 号 87-114 頁 (1989 年)、50 号 335-370 頁 (1989 年)、51 号 203-216 頁 (1990 年)、58 号 233-252 頁 (1993 年) を参照されたい。

テキストとコンテキスト：日常生活の法律碑文

I.

60 年前ヴィーアッカー (Wieacker) はローマ法研究に新たな考察の扉を開きました。彼の著作『古典期法学者のテキストの諸段階』(Textstufen klassischer Juristen)¹⁾ の出版 60 周年というわけですが、この作品は多岐にわたる問いを引き起こすことになりました。第一の問いは、根本的で基本的なもので、すでに出版時に否定しえなかったのですが、この作品がもたらした影響の今なお存続しているものについて

です。

確かに、その出版後に現れた書評の質からしても量からしても、その影響がいかなる程度のものであったかが分かるのですが、こうした数々の書評のうちで選択するとすれば、アランジョ・ルイツ (Arangio-Ruiz)²⁾、アミランテ (Amirante)³⁾、アルキ (Archi)⁴⁾及びドールス (d'Ors)⁵⁾によるものを、さらには、網羅的な応答を行った書評として、プッリエーゼ (Pugliese)⁶⁾とカーザー (Kaser)⁷⁾のものを入れなければならないでしょう。実際、ヴィーアッカーのこの著作が提供したのは、確実な体系というよりも、その後の長期にわたる見通しであり、息の長い重要な作品がいずれもそうであるのと同じく、彼はその作業を継続し、見事な線を引いて輪郭を描いています。この作業仮説は実り多いものであり、類似のものは実に少ないと言えます。

出版の時点で、ヴィーアッカーの作品は、流血を伴わないそれまでの戦いの終結に一役買うことで、改竄⁸⁾について存在していた膨大な文献に、ほぼ不可避免的に光を当てたのです。それまで、この戦いは、ローマ法研究を、実際には、テキストの相違〔異読〕の頑固とも言える訓練に、あるいはテキスト・クリティーク〔正文批判〕の何とも技巧的な作業への偏愛にまで、変質させてしまっていたのです⁹⁾。

我々の法制史という教科・学問領域は、ある法の世界の再構成から始めるのですが、文献の伝承も証言や断片も見逃すわけにはいきません。それらのおかげで我々は——一定程度正確に——テキストをある状況の中に位置づけることが可能になるからです。それは、いわば法の考古学のようなものであり、注意深く見れば、法とは社会の様々な立場をフォローし反映する「歴史的産物」であるとの主張を支えることができるものです。社会に対し、法は、準則や様々な価値の定まった「秩序」を与えるものだ、と主張するわけです。

我々の研究の困難は、素人から見れば、強固で不変で〔体系を構成する〕規準に見えるような〔梃子の〕支点が実際には存在しない、という事実にあります。(十二表法や法務官告示がそうですが、直接には全く伝わっていない)ローマの法に関する作品は、ほぼ千年にあたる伝承過程を経ており、その大部分を、我々は、他の者がそれについて語ったものを通じてのみ知っているにすぎません。法文献が文化財として保護されたのはずっと後になってのことであり、しかも部分的にすぎないということをこれに加えると¹⁰⁾、改竄の可能性、つまり利害関係からテキストが変更され時代に合うように伝承された可能性は、理解できる所与のことであることがはっきりします。ゲーテ (Goethe)¹¹⁾の言わんとすることを短くまとめると、あらゆる

文献〔書かれたもの〕は断片の断片なのです。

別の言い方をすれば、生じたことや述べられたことのごく一部だけが書かれているのです。そしてさらに、書かれたことのごくごく僅かな部分だけが、そのままとどまり、我々に伝わっているのです¹²⁾。

この意味で、時の経過とともに——ヴィーアッカーの業績による影響の根拠を説明できるという意味で——ますます重要になる問いは、我々に残されたものは偶々幸運にも伝わったものにすぎないのではないか (opportunit ) との問題に関するものです。つまり、1950年代にローマ法研究者が議論していたものですが、これらの研究は、すでにそれ以前に周到に入念に行われ、ヴィーアッカーが変質させた問題にすでに解答を試みていたのです。テキストの諸段階〔を見極めると〕の提案は、著者自身の研究によって¹³⁾、史料の扱いに関しては、それ以前にも行われており、またその後も行われたものであり、またニーダーマイヤー (Niedermeyer)、シュルツ (Schulz)¹⁴⁾、ヴォルフ (H. J. Wolff) によって指し示された方向をとるもので、ユスティニアヌス帝以前の変更の批判的検討にとっては、異読があるテキストの照合・校合を可能とするすべての法学テキストの再検討に具体化されたのです。その原理原則に従えば、紀元後 300 年頃に、それまで残されていた文献はすべて〔勅法彙纂の意味でもあり、法典 (Code) の語源でもあり、今日にまで受け継がれる装丁である〕冊子本 (codex) という新たな形式で再版されるというフィルターを通過したのですが、これが大部分の〔テキストの〕破壊をもたらしつつ、古代の〔巻物スタイルの〕卷子本 (volumen) に取って代わったのです〔cf. Wieacker, Textstufen, S. 121-138〕。厳密な意味での改竄がなされたユスティニアヌス帝の法典編纂時点までの、続く 2 世紀間には、テキストは顕著な安定を示しているからです¹⁵⁾。

この一般的な公理にヴィーアッカーは新たな時代を加え、ユスティニアヌス帝期よりも以前における法文献の革新を考察すべきだとしました。つまり、426 年以降、引用法の結果として、文献は新たに選択されますが、今回はテキストの破壊を伴わなかったと言うのです。

従って、変化と言えるのは第二ではなく第一の時代です。その際、その変化は実際に便利であるという理由から生じたのですが¹⁶⁾、それはコンスタンティヌス帝とテオドシウス 2 世の政策に関連しています。これはテキストが真正なままであると考えるのに有利な点です。またヴィーアッカーがその業績の中で重大な意義を与えた事実である、356 年におけるコンスタンティノポリス図書館開設も同様です。図書館開設は——ヴィーアッカーの推測によれば——意義深い新たな写本の作成をも

たりますが、編集にも力が入れられ、こちらは——やはりヴィーアッカーによれば——475年の上記図書館の火災と連動し関係したのは確実です〔Wieacker, Textstufen, S. 106–197〕。

II.

ヴィーアッカーの業績は、一つの問題を提起しつつ二つの揺るぎない方法論に生氣を与えたのだ、と言えます。しかし、二つの方法論は相容れないものではないのですが、時には〔他方に話をさせず一方的に長々と喋る〕独白として、必要な接点を見出さないこともありました。私が言いたいのは、文書がなければ歴史はなく、断片の歴史はその著者の歴史であって、生ける体験を反映する、ということです。言い換えれば、我々の研究は、文学テキストのみならず、古代の法文献テキストだけでもなく、他の権威や多彩な連関の展開を物語る断片にも取り組むべきであり、これこそ批判的法文再構成（パリンゲネシア）には無視できないのです。つまり、テキストとコンテキストとは、過去を、特に法的な過去を再構成するのに切り離すことのできない二項式なのです。

1. まず第一に、古典期法学者たち及び彼らの著作に関する個別的な検討を述べましょう。

ローマの法学著作に関する個別研究の必要性は、かなり以前のローマ法学によって述べられていた所見でもあります¹⁷⁾。個別に考察に値する著作と、それ故にその著者を対象とするものです。この研究はより適正なテキスト・クリティークにとって相応しいものだ、と考えられたのです。以来この方法論的な方向性を持つローマ法研究が顕著に進展します。シュルツの『ローマ法学史』(History of the Roman Legal Science) は、1943年に初版が刊行されて以降、再版され、英語のみならずドイツ語及びイタリア語でも出版され、ローマの法学をより正しく理解するために戻ることのできない進歩をもたらしましたが、いくつかのあまりに厳密な前提の存在に苦しんでいます。つまり、法学者やその著作は孤立しているとの原理、シュルツ自身が著書『ローマ法の原理』(Prinzipien des römischen Rechts) において主張していた「孤立」(Isolierung) という前提もそうですが、さらに深刻なのは、法学者がいずれも個性のある考察を行っていたことを認めないということです。シュルツの著作のこうした限界については既にマリオ・ブレトネ (Mario Bretone) がその

〔翻訳〕ヒメネス=カンデーラ「テキストとコンテキスト：日常生活の法律碑文」

論文「シュルツの『歴史』における公理と難問（アポリア）」において言及していました¹⁸⁾。

私見によれば「孤立」という原理は誇張がすぎる可能性があります。なぜならどのような文化活動であっても、特定の歴史的時点では、同時代のその他の活動に対し解釈学的に閉じたままということはありません。しかし、この原理は、ローマの法学者の並外れた専門化を理解可能にする厳密な方向性であることをやめません。ローマの法学者はその職能集団のためだけに執筆しており、例外的に入門書（『法学提要』*Institutiones*）があったにすぎません。代わりに、個別の人物に対する考察は、シュルツの提案の中では顧慮されないままであるのは明白です。

〔様々なローマ時代の法学〕著作に関する確たる批判的〔法文〕再構成（パリンゲネシア）にとって無視してはならないのは、著者の伝記の研究及びそのメンタリティーの研究です。この意味で重要なのは、1952年のクンケル（Kunkel）『ローマの法学者の出自と社会的地位』（*Herkunft und soziale Stellung der römischen Juristen*）（1967年復刻再版）の登場です。これは、ローマの法学者たちの誰であれその伝記にとって確かな基礎を我々に提供してくれます。最後に1960年ヴィーアッカーの基本的な著作『古典期法学者のテキストの諸段階』が現れるのですが、我々はローマの法学文献の伝承研究について今日でもこれに依拠しています。しかしながら、ヴィーアッカーはその研究の中で『パウルス断案録』（*Pauli Sententiae*）を考慮しませんでした。断案録の冒頭数章については、エルンスト・レヴィー（Ernst Levy）が研究方法を示しています。1945年の著書『パウルス断案録——西ローマ単属法における研究の実例としての冒頭数章の〔法文〕再構成（パリンゲネシア）』（*A Palin-genesia of the Opening Titles as a Specimen of Research in West Roman Vulgar Law*）がそうです。この作品は、ホルヘ・アダメ（Jorge Adame）によって雑誌『法学年報』（*Anuario Jurídico*）でスペイン語に翻訳されています¹⁹⁾。このメキシコのローマ法学者は、レヴィーが始めた研究の跡を追って作業を続け、同じ方法を用いました。私見によれば、『パウルス断案録』に関するこの研究業績はヴィーアッカーのテキストの諸段階に対する有益な補遺となります。4世紀末に生じた変更の重要性を極小化しようとするからですが、他方でパウルス断案録の研究に基づきレヴィーが段階Bと呼んだこの歴史的時点は、ヴィーアッカーが提案した以上に、大きな射程を有するにいたったのです²⁰⁾。

この基準を適用した直接の帰結として時代区分が定着しました。古典期法学は（それぞれ、〔前〕2世紀末からアウグストゥス帝まで、アウグストゥス帝からハド

リアヌス帝まで、ハドリアヌス帝からアレクサンデル・セウェルス帝までとされ、重要な法学者の著作と特徴づけで区別される) 三段階に区分できるとしても、このような区分をより深く分析すれば、各段階の内部におけるはっきりとした時期を区別することに繋がるのは確かです。なぜなら、例えば、世代の「創設者」たち、〔前〕2世紀末、グラックス兄弟の時代の Q. ムキウス・スカエウォラ、マルキウス・ユニウス・ブルトウス及びマンニウス・マニリウスと、その後の紀元前1世紀末の G. アクイリウス・ガッルスとセルウィウス・スルピキウス・ルーフスとの間に存在する違いや、あるいは、紀元直後におけるラベオの世代と、フラウィウス朝期、1世紀最後の3分の1における、あまり有名とは言えないのですが、個別の進展に寄与したと見られる他の法学者との間に存在する違いは明白だからです。後者の有名でない法学者による進展は、例えば、法律行為において意思をより重視していることや、とりわけガイウスのようなローマ法教育を我々に伝える学校法学者は言うまでもないのですが、解決策を見出すために上位の正義又は衡平 (aequitas) を通じて〔正義に合致しなくなる〕論理的帰結を克服することに見ることができます²¹⁾。おそらくあまり著名とは言えない法学者として、カエリウス・サビヌス、プロクルス、ケルスス父、ペガスス、セスティウス・ペディウスなどがいます。あるいはユリアヌスやマルケッルスといった古典期第三期の初頭の法学者、さらにはパピニアヌス、パウルス、ウルピアヌスといった同期末の法学者です。

このことは、法学者個人のプロフィールや三つの大きな段階の特徴づけにとどまらず、同質的な法学者の各世代を区別することができるということを意味します。古典法の理解のために主な基礎となるローマの法学に関する研究は、世代間の相違を把握するため、今日では、より厳密な分析と同時により鋭い感度・感性をもってなされなければならないことを示しています。ヴィーアッカーの所見がなければ、この観点が優勢なものとして現れるのはずっと後になっていたはずでした。

実際、近年では、法学者とその著作に関して、個別に考察される研究が頻繁に行われてきました²²⁾。この意味で特に興味深いのは、『〔ローマ世界の〕盛衰』(Aufstieg und Niedergang) 第2集第15巻です²³⁾。そこにはローマ帝政期最初の2世紀に関する一般的な研究の間に、とりわけ、ケルスス (ハウスマニンガー (Hausmaninger) 担当)、サルウィウス・ユリアヌス (ブント (Bund) 担当)、ポンポーニウス (ネル (Nörr) 担当)、ガイウス (ディオズディ (Diosdi) 担当)、パピニアヌス (ジュッフレ (Giuffrè) 担当)、パウルス (マスキ (Maschi) 担当)、ウルピアヌス (クリフォ (Crifó) 担当) など24編の論稿があります²⁴⁾。カサヴォーラ (Casavola) の著作『ハドリアヌス期法

学者たち』(Giuristi Adrianei) (1980) も同じ研究動向に含まれるもので²⁵⁾、これに収録された様々な論文は(以前に出版されていたものと、未公開であったものがありますが)、アフリカヌス、ケルスス、ユリアヌス、ガイウスを対象とし、さらにその他の史料、アウルス・ゲリウス(アッティカの夜 20,150)による法学者アフリカヌスと哲学者ファウオリヌスとの間の有名な仮装対話に依拠した研究もあります。ユリアヌスのサークルについては、オノレ(Honoré)による研究が今なお意義を失っていません²⁶⁾。他方で、スタイン(Stein)²⁷⁾もセルウィウス・スルピキウス・ルーフスを論じ、サビヌスとラベオとの間での対立に取り組み、チェンデレリ(Cenderelli)²⁸⁾はセスティウス・ペディウスの人物像を検討しています。いずれにせよ、この種の研究のリストを挙げると際限がありません。

スペインではローマの法学者の人物像に関する偉大な考察がなおも影響力を持っています。これに関して、ガルシア・ガッリド(García Garrido)による法学と「事案ごとに解答を見出す」カズイステークに関する著作²⁹⁾、ハヴィエル・パリシオ(Javier Paricio)と彼の弟子たちによる一連の著作を挙げるすることができます。

個別的に考察された著作に対する研究の中では、以下のものを挙げましょう。フライブルクの学位論文であるクランペ(Ch. Krampe)の『プロクルス書簡集』(Proculi Epistulae) (1970)、ラシュテッター(J. Rastätter)の『ユリアヌス法学大全に対するマルケッルスによる注記』(Marcelli notae ad Iuliani digesta) (1980)、エックルト(B. Eckardt)の『ヤウオレヌス書簡集』(Iavoleni epistulae)に関するもの(1978)、単行書としては、タパーニ・クラミ(Tapani Klami)『スカエウオラの解答録に対するトリュポニヌスによる注釈における判断と根拠』(Entscheidung und Begründung in Kommentaren Tryphonins zu Scaevolas Responsen) (1975)、トッレント(Torrent)による著作として『ユリアヌスの両義論』(De ambiguitatibus di Giuliano) (1971)、サンタルチア(Santalucia)によるウルピアヌスの『見解録』(libri opinionum)に関する二巻書(2 vols., 1971)、リーブス(Liebs)による『ヘルモゲニアヌスの法抄録』(Hermogenians iuris epitomae) (1964)がそうです。

この種の研究に基礎を提供するものとして、ヴァリニョ(Valiño)の『ガイウスの属州告示註解』(El comentario de Gayo al edicto provincial) (1979)もあります。同様にサンタルチアはガイウスの著作『市民掛法務官告示註解』(ad edictum praetoris urbani) (1975)を検討しました。しかしながら、ガイウスに関する文献一覧は常に過剰気味で、才能と空想を浪費しています。すでにオノレによる『伝記』³⁰⁾が素晴らしいのですから。

別のケースとして特定の文献ジャンルに結びついた研究が見出されます。例えばデローロ (Dell'Oro) の研究書『ローマの法学における「義務論」諸巻』(I libri “de officio” nella giurisprudenza romana) (1960) や SDHI (Studia et Documenta Historiae Iuris) 1977 所収のフレツァ (Frezza) の『「解答録」及び「質疑録」』(“Responsa” e “quaestiones”) がそうです。こうした論考はいずれも、批判的〔法文〕再構成 (パリンゲネシア) に非常に積極的ですが、挙げた文献リスト中では、出発点となる基礎に関して、一定のズレのようなものを想定する傾向をつかむことができます。実際「批判的〔法文〕再構成 (パリンゲネシア)」は、ローマの法学者が代替可能な存在ではないこと、そしてその人物像を認識する必要があることを前提とし、彼らの書物に関してさらに徹底した批判を付け加えようとしてきました³¹⁾。しかしながら近年のローマ法学文献は、この批判に対しより反発するようになっていきます。客観的に見ますと、法的思考の論理が、古典期ローマ法の〔法文〕再構成 (パリンゲネシア) の結果と比べてより関心の対象となったようです。ですから、ローマの法学者たちの論理に関する研究が多く公表されました。例えば、最も著名な作であるフランツ・ホラック (Franz Horak) の『判断根拠・判決理由』(Rationes decidendi) (1969) は、ラベオーまでの初期法学者の論拠に注目しており、同じくブント (Bund) の『ユリアヌスの方法に関する研究』(Untersuchungen zur Methode Iulians) (1964) もそうです。これについて大きな影響を与えた諸研究を行ったのはディーター・ネル (Dieter Nörr)³²⁾とマリオ・ブレトーネ (Mario Bretonne)³³⁾です。セラーム (Ceramini) もアフリカヌスの教養と論理とに関する研究を公刊し³⁴⁾、スペインではファン・ミケル (Juan Miquel)³⁵⁾がこの方法論的方向性で抜きん出ています。この潮流は一般的な法制史の叙述分野に見られる潮流と関連しており、スペインではスペイン法制史学者であるラリンデ (Lalinde)³⁶⁾に代表されます。

おそらく予期されていなかったのですが、どのような人物像も一層正確に認識し、著作を批判する準備を得るための新たな方法が、全く相応しい形で登場し、個々人の個性を超えた社会学的視座による研究に端を発しています。この研究視座においては、ローマの法学者はすべて、ローマ社会の文化的潮流を代表する著名人として現れることができるとされます。こうした潮流の最終的な成果を予言することはできませんが、我々は、ローマ法の真実をできるだけ真実に近い形で描写できるように呼び出されるローマ法の研究に対する要請は、道半ばで、自らの方法を修正し立て直すことを欲し続けなければなりません。いずれにしてもローマ法の歴史研究は、プッリエーゼ (Pugliese)³⁷⁾が正当にも述べる通り、法学者の歴史に縮減さ

れるものではなく、ましてや、イデオロギー、思考様式、あるいは社会経済状況に関する分析となつてはならないことは、明らかです³⁸⁾。

私の個人的な観点からすれば、古典期法を徹底的に認識しようと望むローマ法学者が見出す制度的機能の数多くの問題はそれ自体差し迫つたものであるのですが、しかし言語論理学、イデオロギー、経済学、社会経済学に基づくその他の研究もまた我々には同じように必要で非常に有益であると思われ³⁹⁾。

とはいっても、異なる方法論的立場は常に尊重されねばなりません。その上で、我々は、別々の道を通じ、互いに異なる方法が与えてくれる諸成果の興味深い収斂にいたることができるのです。

ローマの法学者の人物像や、彼らの文献上の文体に関する社会史的解釈が、法学者たちが示すイデオロギーの潮流に結びつけられて、幾度も提示されてきました。こうした方法論的立場の典型例がアントーニオ・マンテッロ (Antonio Mantello) による自然債務のイデオロギー的な背景に関する著作であり⁴⁰⁾、これは、奴隷制度の、そして法の世界におけるその影響のイデオロギー的背景に関する着想と資料が豊かな論集です。

もう一つの例を挙げれば、ルイー・ランテッラ (Luigi Lantella) による法体系のイデオロギー的背景に関する著作⁴¹⁾があります。イデオロギーの前提、例えば合理主義、反フェミニズム、スコラ的経済学、社会階層の相違等々を明らかにする目的で、ローマの法学、特にガイウスの表現形式を分析するものです。この意味で興味深い考察・所見の数々は見逃すことができません。例えば法学者の文体における一人称及び二人称の使用、述べられる人物たちの発意や横暴の重要性に注意を払つたいくつかの指示の形をとる視座があります。しかしこうした考察・所見はいくつかの法律行為の構造と現実を説明するには役立ちうるものですが、実際のところは、厳密な意味を定めずに、体系という用語やイデオロギーという用語を用いて、体系のイデオロギーの基礎に関する全体的な一般的理論を抽出するのだ、と主張したときには、その限界を超えてしまうと思われ⁴²⁾。

2. 別の類型の支え (コンテキスト) に関して、最初に述べておかなければならないのは、ヴィーアッカーは上記の著作では直接には言及していませんが、自身の著書『ローマ法史』(Römische Rechtsgeschichte)⁴²⁾の中で碑文断片に言及していることです。ここで興味深い彼自身の主張を引用しておきましょう。

「はるかに数の多い非法律碑文もまた（……），その数とその広がり故に，〔人物の経歴を家系・経済・社会・経済などから多面的に分析する〕プロソポグラフィ（人物研究），クロノロジー（年代学・編年学）にとって，そして法制史の社会史・経済史的な背景にとって，大きな間接的な意義を有し，またしばしば文学的史料に比べて，より大きな典型的な証言能力を有する」。

同じことは，浮彫（レリーフ）について，またパピルスを通じて伝わるテキストについても言うことができます。

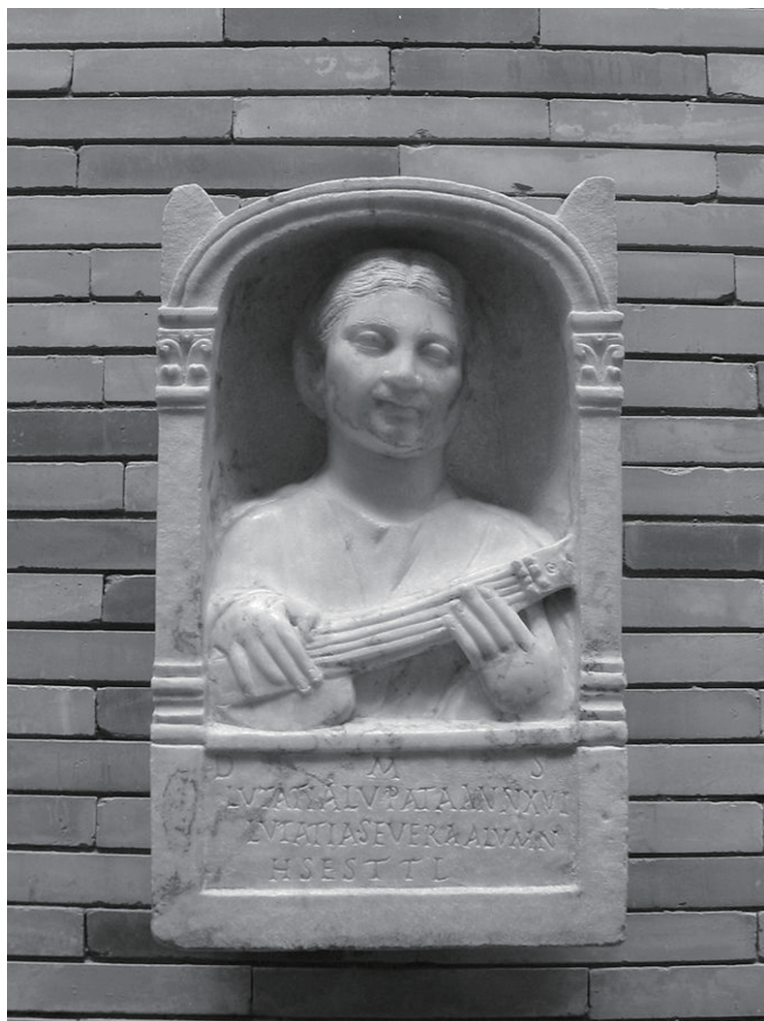
III.

このため，ここでは，法制史に関連する二つの断片に手短かに言及することをお許し下さい。これらの断片は，それ自体で，歴史とは断片の歴史であるとするヴィーアッカーの見解を生き生きと説明するものです。

1. まず第一に，墓碑 CIL. II, 497〔以下，CILは，ラテン碑文集成（CORPUS INSCRIPTIONUM LATINARUM）の略〕を検討しましょう。これは，1956年にメリダで，町の東に位置するセロ・デ・サン・アルビン（Cerro de S. Albin）⁴³というローマ期の（地下）墳墓（死者の街ネクロポリス）の遺跡発掘の際に発見された興味深い薄浮彫に刻まれたもので，目下メリダ考古学博物館に保存されています⁴⁴。

これは奉納品の小遺物（メリダ考古学博物館図録の12番）で，両側と下の部分では縁が若干曲がっています。正面の両側の四隅だけが完成し，裏面は未完であることが観察されます。このことから，肖像は，霊廟又は墓にある半円形の壁龕（ニッチ）の中に納めておく予定であったかと考えられます。この窪みの中に納められていれば，未加工の部分は見るができなかったでしょう⁴⁵。

微粒子の大理石製で，メリダの他の石柱に類似しています。碑文テキストが引き起こす関心とは別に，石柱には注目すべき点が別いくつかあります。例えば，三弦琴（pandurium 又は pandura）と呼ばれる楽器を鳴らしている女性の姿が見られますが〔次頁の写真を参照〕，ほかに我々が知っているのは，大英博物館，ナポリ博物館，ラテラノ博物館（ラテラノ宮殿），アルル博物館，及びサルデーニャ博物館に保存された石棺の描写によるものだけです。この描写がこれほど少ない原因は，この楽器がシリア又はエジプト起源であり，紀元前4世紀までローマ世界には



D(is) M(anibus) S(acrorum) / 聖なるマネス神に
LVTATIA LUPATA ANN(orum) XVI / ルタティア・ルパータ, 16 歳
LVTATIA SEVERA ALVMN(ae) / ルタティア・セウェーラが養女のために
H(ic) S(itae) E(st) S(it) T(ibi) T(erra) L(evis) / ここに埋葬されたあなたに
とって土が軽からんことを。

J. Edmondson, T. Nogales y W. Trillmich, Imagen y Memoria. Monumentos funerarios con retratos en la Colonia Augusta Emerita.

持ち込まれなかったという事実にあります⁴⁶⁾。頭を僅かに傾けつつ、幼女が甘く爪弾く弦によってここで描かれている楽器から、中世になると、丸みを帯び又はハート型をした形のもの派生しただけでなく、この楽器を示す数々の名称も生じました。バンドウリーナ、バンドーラ、バンドローネ、タンブレッコ、マンドーラ、マンドリーノ〔マンドリン〕などです。

図像学的な詳細についてよりも興味がそそられるのは、碑文テキストとその内容です。これが私には主たる問題と思われるのですが、これまで注目されてきませんでした。以前から考えられてきたように⁴⁷⁾、ルタティア・セウエーラ (Lutatia Severa) によってなされた奉獻(文) (dedicatio) は「女教師」に関わるもので、未熟にも16歳で死亡したこの女の子にこの女教師が教えていたのは、伝統的な教科の教養を身につけた女性にとってごく普通のことであった、文法、弁論術、数学、音楽です⁴⁸⁾。

このため若きルタティア・ルパータ (Lutatia Lupata) は〔師が〕彼女に教えた楽器を演奏しているところを描いてもらっています。しかし、音楽は葬儀の描写の中で象徴的な価値を帯びますから、描かれた彼女の能力とは直接に関係せず、この種の〔現実ではなく象徴的な〕関連を無視することはできません。

エドモンソン (Edmonson) は、これを父及び(又は)母から息子又は娘に対する一連の卑属追悼に位置づけ、養女である娘に対する母の奉獻(文)は養子たる娘に対するものである、と考えています⁴⁹⁾。(詳細は不明な)ある両親が、アエリウス・ユストゥス・ルパトゥス (Aelius Iustus Lupatus) という名の息子のために残した碑文⁵⁰⁾も見つかっています。それから、好奇心をそそられるのですが、別の碑文も存在します。メリダで1607年出土し直ちにロカ伯 (Conte della Roca) の取蔵するところとなったもので、伝承に関しても興味深いものです。つまり浮彫にあった肖像は失われてしまったのですが、その断片の中にアエリウス・ユストゥス・ルパトゥス (Aelius Iustus Lupatus) との銘があるのです。

ルタティウス/ルタティア (Lutatius/-a) に関しては、ラテン碑文集成によれば〔イベリア〕半島では非常に珍しい名 (nomen) です。記録されているのは5ないし6例にすぎず、そのうちの1例が(これから述べる)メリダに属するものです。その他は〔ヒスパニア・〕タラコネンシス (Tarraconensis)〔州都は現タラゴーナ〕、1例は〔ヒスパニア・〕バエティカ (Baetica) のものです。

家名ルパトゥス (Lupatus) は稀ですが、ローマ期のヒスパニア (Hispania) では、すでに触れた、肖像が失われた別の墓碑銘 CIL. II 525⁵¹⁾に見られ、これとは

別にアルガルヴェで発見された碑文 CIL. II, 14 もあります。

それで、これらの碑文に多く見られる〔雄狼の意味の〕ルプス (Lupus) と〔雌狼の意味の〕ルパ (Lupa) については、土着の起源が想定されています⁵²⁾。

セウエーラ (セウエールス) (Severa (Severus)) は〔イベリア〕半島で頻出する家名 (cognomen) です。

ベリード (Bellido) はこの名前的一致は偶然であるとし、家族関係を想定しません。彼の言うところから従えば、ルタティア・セウエーラ (Lutatia Severa) は、はっきりしないことは稀なのですが、その家族の被解放自由人 (解放奴隷) であったのかも知れません。

ゴードン (Gordon) とレイノルズ (Reynolds)⁵³⁾が注意を喚起する所与の事実、養女 (alumnae) が述べられているものに比べ、養子 (alumni) が記録されているものが圧倒的に多いという不均衡であり、それは法的テキストの中で言及される回数にも対応します。

ローマでは養子 (alumni) の 40 パーセントが奴隷の出自であったことは、かなり以前から知られています。この割合は、イタリアの他の地域では低くなり⁵⁴⁾、女性に関する限り非常に少なくなります。もう一つ考慮を要するのは、手権解放がアエリウス・センチウス法に基づいて行われる状況の頻度です。この法律は、手権解放の正原因 (iusta causa) として、とりわけ(元)主人の養子・養女 (alumnus/ alumna) となることを定めています。

この場合のように、当事者が市民権獲得に必要な年齢である 20 歳に達していないときは、手権解放は、被解放自由人 (解放奴隷) をおそらくはユニウス・ラテン人 (Latino Juniano)⁵⁵⁾の地位にとどめたように思われます。これはおそらくは保護者 (元主人) の要請に応じたもので、いずれは市民権を得ることが認められるような非公式な自由でもって、被解放自由人 (解放奴隷) が持つ懸念を和らげたのだと思います。このような状況がエメリタ・アウグスタ [=現メリダ] のような植民市で頻発し、又は少なくとも知られていないわけではなかったということが、メリダに由来することが確実である碑文から確認されます。その碑文では〔以下の通り〕被解放自由人にして養子 (libertus et alumnus) と言われているのです。

ファビア・ケラリアの被解放自由人にして養子たるファビウス・スッペステス (Fabius Sappestes libertus et alumnus de Fabia Cellaria)⁵⁶⁾

2. 今一つ非常に興味深いテキストは、ケルン・パピルス集成の一葉 (Pap. Köln, 142)⁵⁷⁾です。これは加害(者委付)の再出頭担保 (vadimonium) に言及しているものかと思われます。これは、クラマー (Kramer) とその共同研究者たち、そして個人的にこの文書を研究してきたディーター・ハゲドルン (Dieter Hagedorn) によって、ケルン・パピルス集成第3巻 [Bibl. Hum. 51.120] (1978) において出版されたものです。このパピルスは、[エジプトのカイロから南南西に約 160 km に位置する都市] オクシュリンコス (Ossirinco) に由来し、マルクス・アウレリウス期、紀元後 173-174 年に年代が特定されるもので、担保設定 (出頭保証 *Gestellungsbürgschaft*) の資料を提供するものです。

ここで登場するプルタルコス某 (Plutarco) という人物は、アスクレピアデス (Asclepiade) の息子であるアスクレピアデス (Asclepiade) の任意 (指定) 保証人 (「アスクレピアデスの保証人」(engyomai Asklepiáden)) として、裁判管轄を有する [ローマの法務官に相当するが、文書社会のエジプトでは公証人でもあり文書管理も担う] 長官 (ストラテゴス) に向けて書いています。アスクレピアデスは、自己の権力下 (*echonta partheauto*) にアスクレピアデス・モロン (Asclepiade Morone) を有するのですが、プルタルコスは、求められた際にはモロンを出頭させることを約束しています (*parastéso soi hopete ean epizétetai*)。

ハゲドルンは、出頭が約束されている人物 [モロン] が、保証の対象となっている人物 [アスクレピアデス] と合致しないという事実に驚いています。しかしながら、私見では、この変則的な事情は、出頭が約束された人物 [モロン] は、プルタルコスがその保証人となっている人物の権力下に服しているという事実から説明できません。

テキストは、一旦途切れますが、文書の年代記載が続きます。それはそうとして、たとえ我々はモロンという名の二代目アスクレピアデスの父の名を知らないとしても、おそらくそれはパピルスの欠損によるのであって、問題となっているのは、初代アスクレピアデスの息子、つまりアスクレピアデスの息子でしょうし、モロンもまた、父と同様に、アスクレピアデスの息子ということが最もありそうなことでしょう。

このことから、プルタルコスが保証したのは、保証の対象である人物の息子の出頭だと考えられます。このことは、私見によれば、加害(者委付)訴権の領域では、説明できるのではないのでしょうか。しかし、それが特に興味深いのは、息子の行った不法行為について、不法行為の実行者の父が負う加害(者委付)責任についての証

言 (testimonianza) がないためです。

アスクレピアデス・モロンは不法行為を行い、その父は自己の権力下に有する息子の出頭を約束し、そしてプルタルコスはその約束を保証し、慣習に従い、息子の出頭を約束しているのです。

なるほど、エジプトには、212年の〔カラカラ〕勅令以前の時期に、ローマ法ではない特別法があったことが知られています。それから、加害(者委付)訴権に対する再出頭担保 (vadimonium) なら期待できるような、出頭の特定期日が指示されていないことも観察できます。しかし、こうしたことにもかかわらず、家息の不法行為について、被告が出頭することに対する保証に類似したものを垣間見ることができる、と私には思われるのです。そしてこういうことなら、ある人物の保証人が出頭を約束するのがその人物についてではなく、その人物の権力下に服している別の者、その人物の息子の出頭を約束しているという事実の特殊性が説明できるのではないのでしょうか。

保証人は、被告が求められた際に被告が出頭することを約束します。たとえ、不法行為の被害者がその出頭約束を要求した事案において、長官が保証人によって担保される出頭約束を求めていたという事実が変則的だとしても、公的な犯罪ではなく、私的な不法行為がここでも生じているのだと思われれます。そのために、目下のところ不法行為者に対する訴権が行使されているわけではないにせよ、加害(者委付)訴訟の領域での出頭が請求されている事例で、長官が公的に介入し、予防的に、私的な不法行為者の父による約束に対する保証を要求しているわけです。

いずれにせよ、都市(ローマ)法との類推によってであるとはいえ、加害(者委付)の制度は、バピルスの法において知られています。

IV.

結語として、本日我々がこの講演会に集まるきっかけとなった著書に戻りつつも、仮にヴィーアッカーが我々の研究にもたらしたのは60周年を祝うこの著書だけだったとしても、すでにこのことだけで、まさに今我々が行っているように、彼は、記念し敬意を表するに値すると言ってよいでしょう。しかしながら、ヴィーアッカーのこの著書は、古典期法学者たちの著作とローマの様々な法制度の分析及

びその知識（よりよい理解）に対し重要な貢献を果たしただけでなく、我々が見てきたように、その後の研究作品の実現を促したのです。実際のところ、この後者の帰結こそ、「一つの研究作品について言うことのできる最良の帰結」なのです⁵⁸⁾。

最後に付け加えることは、皆様のご清聴への感謝です。有り難うございました。

原註

- 1) Wieacker, Textstufen klassischer Juristen (Göttingen 1959).
- 2) Arangio-Ruiz, rec. Wieacker, Textstufen, in BIDR. 64–65 (1961–62) 351 ss.
- 3) Amirante, rec. Wieacker, Textstufen, in Labeo (1961) 390 ss.
- 4) Archi, rec. Wieacker, Textstufen, in IURA 12 (1961) 428 ss.
- 5) A. d’Ors, rec. Wieacker, Textstufen, in SDHI. 26 (1960) 366 ss. (= in Critica Romanistica [Santiago de Compostela 1999] 73 ss.).
- 6) Pugliese, Orientamenti e Problemi attuali nello Studio delle fonti romane, in Annali di Storia del Diritto 5–6 (1961–62) 71 ss., esp. 77–94 (= Scritti di Diritto Romano 3 [Napoli 1974–77] 29 ss., esp. 35–52).
- 7) Kaser, Zur Methodologie der römischen Rechtsquellenforschung (Österreichische Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-historische Klasse, Sitzungsberichte, 277, 5.
- 8) 後述参照。
- 9) 後述参照。
- 10) Valentiniano III & Teodosio II.
- 11) Goethe, Maximen und Reflexionen. Goethes Werke, Bd. 12 (Hamburg 1967, 6^a ed.) 494.
- 12) 古代のすべての法学文献の中で、我々が直接に知っていると考えてよい断片は一つだけである。それは、紀元後2世紀後半のローマ法教科書であるガイウス『法学提要』で、ヴェローナ司教座聖堂図書館で1816年に幸運にも巨星ニーブール (B. G. Niebuhr) が (完全に!) 手にするところとなったのである。
- 13) Wieacker, Lebensläufe klassischer Schriften in nachklassischer Zeit, in SZ. 67 (1950) 360–402; Zur gegenwärtigen Lage der romanistischen Textkritik, in La critica del testo 2 (*) 1099–1122 (= Ausgewählte Schriften 1 [*] 103–121; Textkritik und Sachforschung, in SZ. 91 (1974) 1–40 (= Ausgewählte Schriften 1 [*] 122–152).
- 14) Schulz, Einführung in das Studium der Digesten (Tübingen 1916); Die Ulpianfragmente des Papyrus Rylands 474 und die Interpolationenforschung, in SZ. 68 (1951) 1–29. 応答として、こちらも有益な Pringsheim, Zum «byzantinischen Affect» in SZ. 69 (1952) 399 も見よ。それは以下の文言で具体化している。「我々を豊かにし、貧しくはしない」(uns reicher, aber nicht ärmer machen)。

- 15) A. d'Ors, *Crítica Romanística* cit. 74 は以下のように付記する。すなわち、「これにより、ユスティニアヌス帝期以前の欄外註については、関心の重点が古典期以後の後半からその前半へと移った。多くの論者によれば東部の〔法〕学校の影響によるものである。つまり、ディオクレティアヌス帝又はそれ以前の時代へと関心が移ったのである」と。
- 16) D'Ors, *Crítica Romanística* cit. 78.
- 17) Bruns, Ferrini, Jörs, Krüger, Lenel, Pernice. 解説として A. d'Ors, *Presupuestos críticos para el estudio del derecho Romano* (Madrid 1943); Cannata, *Lineamenti di Storia de la Giurisprudenza Europea 1* (Torino 1976); Wieacker, *Vom römischen Recht* (Stuttgart 1961) 128ss.; Lombardi, *Saggio sul Diritto Giurisprudenziale* (Milano 1967) 1-78.
- 18) *Atti del Seminario de Bari 1977: La giurisprudenza romana nella storiografia contemporanea* (Bari, 1982), p. 15. プレトローネの報告以外に言及されるヴィーアッカーとプッリェーゼは、第1章で言及しており (Brutti, *Storia e teoria della giurisprudenza nella romanistica del secondo dopoguerra* は要約にすぎないと見られる: p. 31-33), アルキ, タラマンカ (Talamanca), カンナータ (Cannata) という他のローマ法学者による討論の中の二つの発言から、我々が扱う問題に対する大いなる利害関心の総体が明らかになる。
- 19) Adame, *Anuario Jurídico* (México), 7 (1980) p. 449.
- 20) 同書及びその他の書を基礎に、今日では一定の確実性を伴って我々はアルヴァロ・ドールスが40年前に提唱した法文再構成研究を開始しうる。
- 21) こうした法学者たちに特に関心を示すものとして, C.A. Maschi, *La scienza del diritto nell'età dei Flavi* (in *Arch. giur.* 199 (1980) 23-55). 紀元前2世紀の法学に関しては Talamanca, *Società romana e produzione schiavistica III. Modelli etici, Diritto e trasformazione sociali* (1981) p. 15ss.; Scarano Usani, *La scuola proculiana fra Nerva e Adriano* (Torino 1989).
- 22) ここでの文献リストに結びつく見方を示すのは Wieacker, *I giuristi romani nella storiografia degli ultimi trent'anni, La giurisprudenza romana nella storiografia contemporanea* (Bari, 1982), p. 35-52. negli atti del Seminario de Bari, n. 190 であり, この種の研究が有する関心の証拠として, ビオンディ Biondi が主張するには, 「どんな時にも優れた法学者はローマの法学者の学派で養成される」。Universalità e perennità della Giurisprudenza romana, in St. Koschaker. *L'Europa e il Diritto Romano II* p. 401.
- 23) *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt II* (15) *Prinzipat* (Berlin 1976).
- 24) Hausmaninger, «Publius Iuventus Celsus»: *Persönlichkeit und juristische Argumentation*, in ANRW. II (15) p. 382ss.; Bund, «Salvius Iulianus», *Leben und Werk*,

- ibidem p. 408 ss.; Nörr, « Pomponius » oder zum Geschichtsverständnis der römischen Juristen, ibidem p. 497 ss.; Diódsi, « Gaius », der Rechtsgelehrte, ibidem p. 605 ss.; Giuffrè, Papiniano: fra tradizione e innovazione, ibidem p. 632 ss.; Maschi, La conclusione della giurisprudenza classica all'età dei Severi. « Iulius Paulus », ibidem p. 667 ss.; Crifó, Ulpiano. Esperienze e responsabilità del giurista, ibidem p. 708 ss.
- 25) F. Casvola, *Giuristi Adrianei* (1980). 同書が所収する (p. 227–410) 人物研究 (プロソポグラフィ) と伝記の補遺はデ・クリストファーロ (G. de Cristofaro) により作成された。
- 26) Honoré, *Julian's Circle*, in *Tijdschrift* 1964 p. 1 ss.
- 27) Stein, *The place of « Servius Sulpicius Rufus » in the Development of Roman legal Science*, in *Festschrift für Franz Wieacker zum 70. Geburtstag* (Göttingen 1978) p. 175 ss.
- 28) Cenderelli, *Ricerche su Sexto Pedio*, in *SDHI*. 1978 p. 371 ss., *Una « elegancia » di Sesto Pedio: 3,5,5,11–13*, in *Atti del II Seminario Romanistico Gardesano 12–14 giugno 1978* (Milán 1980) p. 143 ss.
- 29) Garcia Garrido, *Casuismo y Jurisprudencia romana* (Madrid 1973).
- 30) Honoré, « Gaius ». *A Biography* (1962).
- 31) アルヴァロ・ドールス自身, エミリオ・アルベリタリオ (Emilio Albertario) の時にはあら探してさえある批判的学風から進んで, この批判的 [法文] 再構成という方法が改竄とユスティニアヌス帝期以前の欄外註の批判に関する, より根拠のはっきりした客観的な方法であることを明らかにした。
- 32) Nörr, *Zum Traditionalismus der römischen Juristen*, in *Festschrift Flume 1* (Köln 1978) 153 ss.; *Divisio und Partitio* (Berlin 1972).
- 33) Bretone, *Techniche e ideologie dei giuristi romani* (Napoli 1982).
- 34) Cerami. *Considerazioni sulla cultura e sulla logica di Cecilio Africano* (A proposito di D. 35,2,88 pr.), in *IURA* 22 (1971) 127 ss.
- 35) Miquel, *Lógica estoica y Jurisprudencia romana* (redazione ampliata del discorso inaugurale dell'Università della Laguna nel corso 1975–1976), in *Estudios Santa Cruz I* p. 565 (= *SZ*. 1970 p. 85), なおミケル自身は *Aenigma* (1977) において文体論分析に関する研究を発表し, 隠れた論争的意図を発見することも目標とした。例えば, ケルスス文 (D. 33,10,7,1) に見られるトゥーベローの修辭的文体に対する批評がそうである。「トゥーベローは以下の仕方で作器 (suppellex) を説明しようと試みる」。この箇所ではケルススはトゥーベロー自身が与える作器の定義に従う。すなわち, 「家父長の財産に属する何らかの道具であって日常の使用のために準備されたものであり, 例えば言葉として, 食物, 銀器, 衣服, 装飾品, 農地用又は家屋用といったように, 別の種類に入らないもの」, と。

〔翻訳〕 ヒメネス=カンデーラ「テキストとコンテキスト：日常生活の法律碑文」

- 36) Lalinde, in AHDE. 1975 p.123 及び同氏のラ・ラビダ (La Rábida) におけるコロキウム報告 *Hacia una historia patológica del derecho in El Primer Año de Derecho* (1978) p.73 を見よ。見解の対立については A. d'Ors, in AHDE. 1978 p.580ss. を見よ。
- 37) G. Pugliese, *Storia dei giuristi e storia del diritto, negli atti del Seminario de Bari*. この社会学的潮流の例として、スペイン語圏では、Sánchez del Río, *Apuntes para una interpretación sociológica de la enseñanza del Derecho en Roma*, in *Revista de Educación* 1956.
- 38) Cfr. Bauman, *Lawyers and Politics in the Early Roman Empire* (München 1989).
- 39) Cfr., *Per la Storia del pensiero giuridico romano. Da Augusto agli Antonini* (ed. Mantovani). *Atti del Seminario di S. Marino* (Torino 1996).
- 40) A. Mantello, «Beneficium» servile – «debitum» naturale: Seneca, «de beneficiis» 3,18,1ss. – D.35,1,40,3 (Iav., 2 ex post. Lab.) I (Milán, 1979).
- 41) L. Lantella, *Il lavoro sistematico nel discorso giuridico romano. Repertorio di strumenti per una lettura ideologica*, in *Prospettive sistematiche nel diritto romano* (Torino, 1976). トリノ大学の同書におけるその他の研究は、方法論的方向性にとつては意義に乏しい。
- 42) Wieacker, *Römische Rechtsgeschichte, erster Abschnitt* (München 1988) 76.
- 43) J. Edmondson, T. Nogales y W. Trillmich, *Imagen y Memoria. Monumentos funerarios con retratos en la Colonia Augusta Emerita* (Madrid 2001).
- 44) Garcia et Bellido, *Viaje arqueológico por Extremadura y Andalucía* 10.
- 45) Edmonson, 91.
- 46) H.J.W. Tillard, *Instrumental Music in the Roman Age*, in *JHS*. 27 (1907) 163ss.; Behn, *Musikleben in Altertum und frühen Mittelalter* (Stuttgart 1954) 94s.
- 47) Garcia et Bellido, cit 11s.
- 48) Quint. 1,4,4: *tum neque citra musiten dramatice potest esse perfecta, cum ei de metris rhythmisque dicendum est; Sen. Ep. 88,3*. [さらに文法は、韻律とリズムについて述べねばならないので、音楽をぬきにしては完全ではありません(訳出に際しては、dramatice を grammatice, musiten を musicen, est を sit と、一般的な読み方に依拠した。)]
- 49) Edmonson, 前述の養女について cit., 88.
- 50) Edmonson, cit. 85.
- 51) DMS/AELIO IVSTO LVPATO FILIO/DULCISSIMO/QVI VIX. ANNO. MENS X/PARENTES PISSIMI. FEC...: D(is) M(anibus) S(acrum)/Aelio Iusto Lupato filio/dulcissimo/qui vix(it) annos Mens(ibus) X/parentes piissimi fec(erunt). 2世紀末か3世紀初頭、DMSの使用に基づく。問題の一つは二つの姓の使用である。

- 52) Palomar, La onomástica personal prelatina de la antigua Lusitania (Salamanca 1957) 80.
- 53) Gordon/Reynolds, Roman Inscriptions 1995–2000, in JRS. 93 (2003) 212–294.
- 54) De Fino, in Pani, Epigrafia e territorio (1999) 41 ss., n° 3 (= AE 1999, 532).
- 55) Lopez Barja de Quiroga, Junian Latin: status and number, in Atheneum 86 (1998) 133-163.
- 56) メリダ考古学博物館図録 8 番。
- 57) J. G. Wolff, in SZ. 98 (1981) 394–395.
- 58) D. Nörr, Prólogo a Giménez-Candela, Los llamados cuasidelitos (Madrid 1990) XIV.